

第1回赤穂市教育振興基本計画検討委員会議事録

1. 日 時 平成23年7月29日（金） 午後7時～午後8時45分
2. 場 所 赤穂市役所第2庁舎2階 第2会議室
3. 出席者
 - (1) 委 員 宮地渉子、濱田 学、西川祐二（代理大田俊也）、松本 誠、松崎昭彦、末岡新太郎、小西利夫（代理木村音彦）、古瀬徳雄、横山嘉人、岡本和美
 - (2) 事務局 室井久和、高山康秀、目木達也、作本正登、尼子勝義、掃部 毅、満重義浩、赤松功夫、井関尚子、室井伊佐夫、中田宗伯、近藤雅之
4. 会議の概要
 - (1) 開会
 - (2) 教育長挨拶
 - (3) 委員及び説明員の自己紹介
 - (4) 委員への委嘱状交付
 - (5) 委員長、副委員長選出
 - (6) 会議の公開、会議の成立
 - (7) 赤穂市教育振興基本計画（案）等概要説明、質疑
 - (8) 懇話会委員指名、案件付託
 - (9) 教育委員会委員よりの意見等説明
 - (10) その他
 - (11) 閉会

事務局 時間と相なりましたので、ただいまより第1回赤穂市教育振興基本計画検討委員会を開催させていただきます。

本日は、小西委員、西川委員がそれぞれ所用のため、本日の委員会を欠席する旨の連絡がございまして、それぞれ代理で出席をいただいております。それでは、はじめに室井教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 (教育長挨拶)

事務局 なお、本日は第1回目ですので、委員の皆様方並びに説明員の自己紹介をそれぞれ各自お願いいたします。

各委員 (委員自己紹介)

事務局 (説明員自己紹介)

事務局 続きまして、委員の皆様方に委嘱状を交付いたしたいと思います。教育長が委員皆様方の席までうかがいますので、その場でご起立ください。

(委嘱状交付)

事務局 続きます。赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第4条第1項の規定に基づきまして、委員長及び副委員長を選出することとなっております。委員長及び副委員長につきましては、委員からの互選となっておりますが、どのようにさせていただいたらいでしょうか。

委員 事務局一任でお願いします。

事務局 それでは、事務局に一任とのお声をいただきましたので、ご提案をさせていただきます。委員長に関西福祉大学副学長の古瀬委員を、また副委員長に赤穂市社会教育委員会委員長の小西委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 それではそのように決定させていただきます。ただいま委員長にご就任されました古瀬委員長より、ご就任のあいさつをいただきたいと思っております。古瀬委員長、前へお運び願います。

委員長 (委員長就任挨拶)

事務局 ここで、室井教育長につきましては、所用がございますので、退席させていただきます。それでは、ここで座席の移動を行いますので、午後7時25分まで休憩をさせていただきます。

(休憩)

事務局 それでは、再開させていただきます。これから以降の議事進行につきましては、委員長の方でよろしく願いいたします。

委員長 ただいまより、第1回赤穂市教育振興基本計画検討委員会を開催いたしたいと思っておりますので、委員皆様方のご協力の程、よろしく願いいたします。なお、赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第5条第5項の規定によりまして、本委員会は原則公開する事となっております。本日の委員会につきましては、1名の方から、傍聴の申し出がありますが、いかが取り計らうことといたしましでしょうか。

委員 結構です。

委員長 傍聴を許可するとの声がありますので、傍聴を許可する事に決しました。傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入場)

委員長 それでは、第1回赤穂市教育振興基本計画検討委員会を開催いたします。赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第5条第2項の規定によりまして、

委員半数以上の出席をいただいておりますので、本委員会は成立しております。

それでは、協議事項に入ります。円滑な議事運営について、委員皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、赤穂市教育振興基本計画（案）の概要、検討スケジュール（案）、基本理念、計画策定趣旨、基本構想、基本計画、実施計画等について、事務局の説明を求めます。

事務局 （赤穂市教育振興基本計画（案）の概要、検討スケジュール（案）、基本理念、計画策定趣旨、基本構想、基本計画、実施計画等について説明。）

委員長 事務局の説明は終わりました。この後の協議の流れといたしましては、各委員より事務局で事前に作成いたしております赤穂市教育振興基本計画（案）に対します具体的な提案、要望、また意見等の開陳をいただきまして、赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第 6 条第 1 項に規定いたします懇話会へ付託いたしたいと思っております。それでは、事務局より説明のございました赤穂市教育振興基本計画（案）について、事務局へのご質疑等はございませんか。

委員長 語句の意味ですとか内容の確認でも結構です。

委員長 この後でまたご発言の機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、この件についてはこの辺りで終わります。次に、赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第 2 条に規定いたしておりますが、ただいまの事務局からの説明も含めまして、懇話会へ付託するための具体的な提案、要望、また意見等の開陳をいただきたいと思っております。各委員から順次、ご意見等お願いいたします。

委員長 資料等もたくさんございますので、本日の検討委員会の席上だけではご意見や提言等の取りまとめには時間を要するものと思われまますので、少し日程的に余裕を持たせまして、来る 8 月 5 日（金）までに、ご意見、ご要望等がございましたら F A X もしくはメールで受付させていただきますのでよろしくお願いいたします。お受けいたしましたご意見、ご要望等につきましては、次回の検討委員会で取りまとめましてご報告させていただきます。

その前に 7 月 2 0 日（水）に開催されました定例教育委員会におきまして、教育委員会委員より意見等の開陳がございました。事務局で、その内容等について取りまとめておりますので、配布させていただきます。

（資料配布）

委員長 事務局から説明をお願いいたします。

事務局 （教育委員会委員より提案のあった内容等について説明。）

委員長 それでは、教育委員会委員より提案のなされました内容等も勘案しながら、

検討委員会の委員さんより、よろしくお願いいたします。

何か、赤穂市教育振興基本計画（案）について、ご質疑等はございませんか。

委員長 この場ではないようですので、具体的な提案等がございましたら 8 月 5 日まで
にお願いしたいと思います。それらを事務局で取りまとめまして、懇話会へ
付託し協議を重ねたいと思います。

なお、懇話会につきましては、2つの懇話会がございまして、第 1 懇話会と
して教育総務・指導懇話会、第 2 懇話会として生涯学習等懇話会の構成を予定
しております。ただ今から指名いたします懇話会委員につきましては、2つの
懇話会を兼務する事といたしております。

それでは、赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第 6 条第 2 項の規定
により、委員長から懇話会委員を指名させていただきます。宮地委員、濱田委
員、西川委員、小西副委員長、私（委員長）の計 5 名を指名させていただきます。

なお、懇話会の開催日程等が決まれば、各懇話会委員へ後日通知させてい
たできます。それでは、今後のスケジュールについて事務局より説明をお願い
いたします。

事務局 （8 月 5 日までに各委員からの意見を受け付けた後、8 月から 9 月に懇話会を、
それぞれ 2 回程度開催、10 月に第 2 回検討委員会を開催する予定である。）

委員長 その他、事務局より何かありますか。

事務局 先程、委員長からもございましたが、赤穂市教育振興基本計画（案）骨子に
ご意見、ご提言等がございましたら来る 8 月 5 日（金）までに、教育委員会ま
でお知らせください。いただきましたご意見等につきましては、次回の本検討
委員会で、考え方や方針について報告いたしたいと思います。

事務局からは以上であります。

委員長 それでは、本日は長時間にわたりありがとうございました。これをもちまし
て、第 1 回赤穂市教育振興基本計画検討委員会を閉会させていただきます。あ
りがとうございました。